

令和4年度 長野県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第1項の規定による内部統制制度の整備運用に関し、同条第4項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

県では、長野県行政経営理念のビジョンである、県民に信頼され、期待に応えられる県行政を目指し、効果的、効率的で適正な事務の管理及び執行を進めるために、令和2年1月に「長野県内部統制基本方針」を策定し、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

今後とも、この基本方針に基づき、事務処理上のリスクの顕在化をできるだけ適時に発見・防止できるよう、制度の円滑な運用に努めるとともに、整備運用状況や評価結果等を踏まえ、不断の業務改善に取り組んでまいります。

2 評価手続

(1) 評価対象期間

令和4年度（評価基準日：令和5年3月31日）

(2) 評価基準

長野県内部統制基本方針及び地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省公表）

(3) 評価対象

ア 全庁的な内部統制体制の整備運用に関する評価

内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応）を評価対象として有効性を評価

イ 各部局の内部統制の評価

財務に関する事務について、各部局におけるリスク評価と対応策の実施状況等に係る自己評価結果を確認し、有効性を評価

3 評価結果

(1) 全庁的な内部統制の整備運用に関する評価

内部統制上の重大な不備は認められませんでした。

(2) 各部局の内部統制の評価

重大な不備は認められず、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

5 その他

令和4年度の内部統制実施状況（概要）は別紙のとおりです。

令和5年8月2日

長野県知事 阿部 守 一

令和4年度 内部統制実施状況（概要）

1 本県におけるコンプライアンス推進の取組

本県では、平成26年に発覚した大北森林組合補助金不適正受給問題の反省の下、県民から信頼される組織づくりを進めるため、平成27年10月にコンプライアンス推進参与を設置し、コンプライアンス推進体制の整備を着実に進めてきました。

特に、内部統制の根幹をなすリスクマネジメントには平成28年度から先進的に取り組み、職員の対話を通じたリスクの抽出、評価を行い、対応策を「見える化」して実施していくことにより、個別の事務処理プロセスにおけるリスクの軽減を計画的に進めています。

平成29年の地方自治法（以下「自治法」という。）の改正を受けて、令和2年1月に「長野県内部統制基本方針」を策定し、令和2年4月から、①業務の効率的かつ効果的な執行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わるコンプライアンス遵守、④資産の保全を目的として、自治法に基づく内部統制を実施しています。

2 内部統制対象事務

自治法第150条第1項第1号の規定により、財務に関する事務（契約、収入、支出等）を内部統制の対象事務としています。

3 内部統制の対象範囲

知事部局、企業局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局

4 内部統制実施体制

別添のとおり

5 財務事務上対象とするリスク

補助金等交付事務、契約事務、支出事務、収入事務、予算執行事務、財産管理事務の6区分にわたる財務に関する全ての事務について、各所属でリスク評価を実施し、重要性の高いリスクについて顕在化防止のための対応策（行動計画）を策定、実行してきました。

(参考) 行動計画策定状況 (単位: 件)

	補助金	契約	支出	収入	予算執	財産管	計
危機管理部			2			1	3
企画振興部	5		3		2		10
総務部		2	8	29	1	1	41
県民文化部	5	3	8	1		1	18
健康福祉部	13	9	22	11		2	57
環境部	3	14	9	2	1		29
産業労働部	7	1	3		1		12
観光部	1				1		2
農政部	30	25	31	11	4	2	103
林務部	12	5	5		1	1	24
建設部	18	69	29	39	4	14	173
地域振興局	100	69	39	11		1	220
会計局	1	7	6	1			15
企業局	1	7	8	12		4	32
議会事務局			1				1
教育委員会	36	155	194	85	3	112	585
計	232	366	368	202	18	139	1,325

6 評価対象期間及び評価基準日

(1) 評価対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 評価基準日 令和5年3月31日

なお、出納整理期間中に発生した事項は、評価基準日までに評価されたものとしします。

(3) その他

各所属においては、令和4年12月1日を基準日として中間評価を、令和5年3月31日を基準日として期末評価を行い、コンプライアンス・行政経営課において評価結果の確認を行いました。

7 評価結果

(1) 全庁的な内部統制の評価

総務省「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の「全庁的な内部統制の評価項目」を参考に、内部統制の円滑な運用のための組織体制等について確認を行いました。

評価の結果、県民に大きな経済的・社会的不利益が生じるような重大な不備はありません

でした。

さらに、本県独自の取組として、各部局で「リスク・コンプライアンスビジョン」を策定し、不適切事案が起きたときに、どこに意識不足や取組不足があり、再発防止策としてどう取り組んだかを整理することにしました。また、その事案についてコンプライアンスリーダー会議を開催し、全庁的に事案の共有を図り、再発防止策等について議論することとしました。

こうした認識共有の取組は、今後とも継続的に実施してまいります。

また、今後、リスクリテラシーのさらなる向上に向け、職員一人ひとりが、本県の行政経営理念に基づき、コンプライアンス意識を持つことが自らにとって重要であることを理解するとともに、そうした理解に基づく内発的動機をもって、コンプライアンス推進に取り組むことを目指してまいります。

全庁的な内部統制の評価結果の詳細は次表のとおりです。

<全庁的な内部統制の評価結果概要>

基本的要素	評価の基本的な考え方	県の対応状況
統制環境	1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。 2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路および適切な権限と責任を確立しているか。 3 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	【令和4年度の取組】 1 平成24年に定めた長野県行政経営理念により、県のミッション（使命・目的）、ビジョン（目指す姿）、バリュー（職員の価値観・行動の指針）を明確にし、県民起点で県民に信頼され、期待に応えられる県行政を目指しています。 また、令和4年度においては、各部局で「リスク・コンプライアンスビジョン」を策定し、行政経営理念に基づいたリスクマネジメントの強化に取り組んでいます。 2 長野県内部統制基本方針に基づき、知事を本部長とし、副知事及び部局長等を構成員とするコンプライアンス推進本部を設置するとともに、各部局毎にコンプライアンス委員会を設置し、リスク管理上の報告経路や、課題に対応する権限と責任を有する体制を整備しています。 また、令和4年度においては、不適切と考えられる事案について、部局の対応策の適正性を検討するため、副知事を長とするリスク管理委員会や、コンプライアンスリーダー会議を開催し、発生した事案の原因等について共有を図るとともに再発防止策等について議論しました。 さらに、不適切事案の発生要因となる「担当者任せ」等の課題を含む、県全体の組織風土の課題について、職員対話を通じて改善に取り組む「かえるプロジェクト」を立ち上げ、取り組みを開始しました。 3 コンプライアンス推進参与を設置し、社会の環境変化を意識する研修を定期的を開催することで、職員のコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、職員育成基本方針に基づく体系的な研修の実施や、人材の適正配置、定数管理により、職員の能力を引き出す支援を行っています。

基本的要素	評価の基本的な考え方	県の対応状況
リスクの評価と対応	<p>1 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。</p> <p>2 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。</p> <p>3 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。</p>	<p>【令和4年度の取組】</p> <p>1 長野県内部統制基本方針及びこれに基づく要綱等において、リスクの評価方法、対応策の策定の手順を明確に定めています。</p> <p>2 リスクを量的重要性、質的重要性の2項目で評価した上で、総合的な重要性を「見える化」して評価し、重要性4以上のリスクは行動計画（対応策）を策定し、リスク管理に努めるとともに、行動計画の実施状況を踏まえ、適切な対応に努めています。</p> <p>3 不祥事の発生を未然に防止し、公益を保護する県職員等公益通報制度を構築し、職員に周知しているほか、毎年度実施しているコンプライアンス推進月間において、不適正事務処理事案の職場検討等を通じ、職員それぞれが、不適正事務処理事案をひとつとではなく、自分ごととして認識するよう努めています。</p>
統制活動	<p>1 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。</p> <p>2 組織は、権限と責任の明確化や権限の過度な集中の防止、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示しているか。</p>	<p>【令和4年度の取組】</p> <p>1 内部統制の実施状況は、年度途中で中間評価を行うなど、定期的実施状況の進捗確認を行うことで、対応策の確実な実施に努めています。</p> <p>2 組織規則等関係規程や事務分担により職務の水平分離を、事務処理規則により職務の垂直分離を定め、各人の権限、責任を明確化しています。</p>
情報と伝達	<p>1 組織は、業務遂行上信頼性のある十分な情報を作成しているか。</p> <p>2 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。</p>	<p>【令和4年度の取組】</p> <p>1 事務処理規則に基づき決裁権限を明確にする垂直分離を行い、ダブルチェックの徹底を図るとともに、県文書規程で情報作成等の事案の処理に係る文書作成の原則、文書の取扱いの原則（正確かつ迅速等）等を定め、情報の信頼性確保を図っています。</p> <p>2 国、市町村や関係民間機関等との情報交換を始め、県政タウンミーティングやランチミーティング、県民意見公募手続などの広聴活動を実施し、県民や関係機関の意見・要望の把握に努めるとともに、個人情報については、個人情報保護条例、情報セキュリティポリシー等個人情報保護に関する規定の適切な整備運用を通じ、保護の徹底を図っています。</p> <p>また、行政情報ネットワークを整備し、総務事務システム、文書管理システムなど、内部管理用システム等の適正な運用により、情報伝達、管理を行っています。</p>

基本的要素	評価の基本的な考え方	県の対応状況
モニタリング	組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立的評価を行っているか。	<p>【令和4年度の取組】</p> <p>各所属において、行動計画の実施状況について進捗管理、自己評価するとともに、財務会計に係る事務について、会計局、コンプライアンス・行政経営課が連携してモニタリングを実施しているほか、コンプライアンス・行政経営課が各所属の自己評価結果に対して独立的評価を実施し、改善を指導しています。</p> <p>なお、全庁的な内部統制の有効性を確保するため、運用上の不備が発生した場合は、実施主体は速やかにコンプライアンス・行政経営課に事案の概要及び対応状況を報告することとしています。</p>
ICTへの対応	組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	<p>【令和4年度の取組】</p> <p>ICT環境の更なる進化に対応し、本県を新たな社会の仕組みに創り変えるデジタルトランスフォーメーションを行うため、長野県DX戦略（スマート自治体推進）を定め、具体的取組を推進しています。</p> <p>また、情報セキュリティに関しては、情報セキュリティポリシーの適切な運用により、ICTの適切な利用・統制を行っています。</p>

(2) 各部局の内部統制の評価（業務レベルの評価）

各部局における財務に関する事務の整備運用状況に関し、以下の項目について評価を行いました。

- ・リスク顕在化防止のための対応策の実施状況（整備状況）
- ・評価対象期間中のリスク事案発生の有無（運用状況）

評価の結果、評価報告書に記載すべき、内部統制上の重大な不備に該当する、県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせるに至った事案はありませんでした。

一方、社会資本整備総合交付金事業において、市村からの交付申請を県が見落とししたこと等に起因し、市村が国費を充てることができなくなり、当該市村に県が多額の賠償を要する事案が発生しています。

当該事案は法定受託事務であることから、内部統制の対象となる地方自治法第150条第1項に規定する財務事務に該当しないものではありませんが、令和4年度においては、こうした事案に見られるように、担当者任せで周囲のサポートが不足している点が目立っています。

こうしたことから、複数担当制による相互支援体制の強化、進捗情報の共有による「担当者任せ」の防止や、業務が特定の職員に偏らない体制の構築に一層取り組んでまいります。

なお、評価対象期間中に確認した整備・運用状況の不備の内容は以下のとおりです。

※ 「件数」はリスク発生防止に向けた行動計画中、不備のあった計画の数です。

① 整備上の不備（なし）

② 運用上の不備（8件）

【収入・支出事務】

・収入・支出手続のダブルチェック等を行わなかった結果、手続きミスによる督促状の誤送付や支払金額誤り、釣銭の渡し忘れや誤発送等による個人情報の漏えい事案が発生

（総務部現地機関、農政部現地機関、健康福祉部現地機関：7件）

・前年度以前から継続している占用案件の調定内容の確認の不備や占用物件の面積計算方法の誤認識により使用料の算定を誤り、過大・過小徴収が発生（建設部現地機関：1件）

8 その他参考事項

(1) 会議等の開催状況

- ・コンプライアンス推進本部会議（7/11、3/13）
- ・コンプライアンス推進本部会議幹事会（4/13、6/20、11/2）
- ・コンプライアンスリーダー会議（5/19、2/16）

(2) 内部統制・リスクマネジメント研修の実施状況

- ・所属長等研修（10/17、18、31 77名参加）
- ・本庁課室長等研修（6/14 65名参加）
- ・現地課長研修（9/22 222名参加）
- ・ハラスメント防止対策研修（8/10 194名参加）

(別 添)

長野県内部統制実施体制図

